

聖光学院高等学校

平成29年度被災生徒特別支援制度要項

本校では東日本大震災により被災した生徒、および福島第一原発事故により避難を余儀なくされている生徒に対する支援としての「被災生徒特別支援制度」を継続実施します。但し、この制度は、福島県の本制度に係る予算措置がなされた場合に限り実施されます。

つきましては、下記要領をご覧のうえ該当される方は、申請書類等を受験手続きの際に必要な書類と一緒に提出してください。

記

1. 対象者

- ①東日本大震災により、保護者（学費支弁者）の住んでいる家屋が全壊若しくは流出の被害認定のある家庭の生徒
- ②東日本大震災により、保護者（学費支弁者）の住んでいる家屋が大規模半壊相当の被害認定のある家庭の生徒
- ③福島第一原発事故による警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧緊急事避難準備区域、特定避難勧奨地点に指定され、避難を余儀なくされている生徒

2. 支援内容

特別支援の対象となった場合、被災状況により下記の授業料等を免除する。

対象となる被災状況	特別支援内容				
	検定料	入学金	施設費	授業料	維持費等
① 家屋が全壊又は流出の被害となった家庭	10,000円	150,000円	30,000円	就学支援金との差額	月額9,500円 ～11,000円
② 家屋が大規模半壊相当の被害となった家庭					
③ 原発事故により避難を余儀なくされている家庭					
免除期間	入学時	入学時	入学時	①12ヶ月	①12ヶ月
				②9ヶ月	②9ヶ月
				③12ヶ月	③12ヶ月

イ. 授業料の免除は、就学支援金との差額分が該当期間免除される。

ロ. 検定料、入学金、施設費について、入学辞退者については免除対象としない。

3. 手続き方法

対象者は、受験手続きの際に、下記の書類を一緒に提出する。

- ①東日本大震災に伴う特別支援金申請書（第1号様式）
- ②罹災証明書、被災証明書又は避難に関わる行政機関からの通知書等

4. 既納入金返還について

既に納入された納付金は、本制度が実施されることが正式に確定した段階で、4月に溯り授業料等振替指定口座へ振り込みます。

受験番号	
------	--

聖光学院高等学校 東日本大震災に伴う特別支援金申請書

平成 年 月 日

学校法人 聖光学院 理事長 遠藤 道雄 様

私は、平成29年度入学手続きに関しまして、「東日本大震災に伴う特別支援制度」の適用を申請いたします。なお、本特別支援金は、福島県の当概制度に係る予算措置がなされた場合に限って実施されることを承諾します。

下記の記載内容に相違ありません。

志 願 者	ふりがな 氏名		生年 月日	平成 年 月 日
	住所 (住民票住所)	(〒)	電話()()()	
	受験学科 (○で囲む)	機械科 ・ 電気科 ・ 情報電子科 ・ 普通科(進学) ・ 普通科(福祉)		
保 護 者	ふりがな 氏名		生年 月日	昭和 年 月 日
	住所 (住民票住所)	(〒)	電話()()()	
	志願者との続柄		職 業	
			勤務先	

◇被災状況(該当番号を○で囲んでください)

1	家屋が全壊又は流出の被害認定のある家庭
2	住居家屋が大規模半壊相当の被害認定のある家庭
3	福島第一原発事故により避難を余儀なくされている家庭

※上記3に該当する方は、現在避難をしている住所を記入してください。

避難先住所	(〒)
	電話()()()

* 申請に際しては、罹災(被災)証明書等又は避難に関わる行政機関からの通知書を添付してください。

* 特別支援規準は、「聖光学院高等学校 特別支援制度規定」によります。